

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二〇
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	二一
○地籍調査の成果について認証した件四件	二二
○県営土地改良事業計画を定めた件	二三
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	二四
○道路の区域を変更する件四件	二五
○道路の供用を開始する件三件	二六
公 告	二七
○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	二八
福 島 県 教 育 委 員 会	二九
○福島県指定重要文化財として指定する件	三〇
○福島県指定天然記念物の指定を解除する件	三一
○福島県指定天然記念物として追加指定する件	三二
福 島 県 公 安 委 員 会	三三
○道路交通法による指定講習機関として指定した件	三四
正 誤	三五
○平成二十九年三月三十一日付け号外第二十五号中	三六

告 示

福島県告示第三百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年四月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課

及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル鎌田店 福島県福島市丸子字柳原二番四ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年十一月二十八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千九十一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百十五台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 六十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 九十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 別紙図面のとおり
容量 十一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後九時五十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 三か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 七 届出年月日
平成二十九年三月二十七日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年四月七日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年四月七日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
富岡ショッピングプラザ 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
白河市
- 二 成果の名称
白河市立石山外五字の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町
- 二 成果の名称
南会津町高野の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
塙町
- 二 成果の名称
塙町大字中塚の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、北塩原村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
北塩原村

二 成果の名称
北塩原村大字大塩の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、新屋敷新田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十日から

同 年五月一日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

大沼郡金山町大字中川字前林三七九の二から三七九の四まで、一〇九六の六(次の図に示す部分に限る。)、字根岸一〇八六の四、字下居平一五七六の三(次の図に示す部分に限る。)、一五七八の五、一五七八の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日 福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道庭坂 福島線	福島市野田町五丁目九番一地先から 同 市野田町三丁目一三番九地先まで 福島市野田町五丁目九番六地先から 同 市野田町五丁目三番一七地先まで	変更前	A 六・八	四三九・〇
	福島市野田町五丁目九番六地先から 同 市野田町五丁目三番一七地先まで	変更後	B 一八・〇 三二・五	六二・一

(道路計画課)

福島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日 福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石沢 萩田線	二本松市戸沢字遠上三番一地先から 同 市戸沢字遠上三	変更前	一一・五 一一・五	一一・五

番一地先まで
変更後
二〇・〇〃 三三・〇
二二・五

(道路計画課)

福島県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字上窪二七五番二地先から 同 郡同 町大字赤枝字落合道一四三番一 地先まで	変更前	A 八・〇〃 B 二一・五	二二六・〇
		変更後	B 一一・二〃 三二・〇	一九九・五

(道路計画課)

福島県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
			(メートル)	(メートル)

県道いわき上三坂小野線

変更前	A	八・六〃 六八・〇	一一、七五七・三
変更後	I	二〇・三〃 八四・九	二八五・〇
	H	一一・七〃 二八五・七	一、〇〇一・〇
	G	一一・七〃 一〇七・三	二、四九五・〇
	F	一六・〇〃 一二四・〇	九〇九・〇
	E	二五・〇〃 一四三・〇	九七一・〇
	D	二九・〇〃 二四〇・〇	八二七・〇
	C	二五・〇〃 一六〇・〇	六二〇・〇
	B	一八・二〃 七九・二	五九九・〇
	A	八・六〃 六八・〇	一一、七五七・三

同 市山田町道端一
番一〇地先まで
いわき市江畑町堀ノ内
六五番一地先から
同 市江畑町平前三
番三地先まで
いわき市泉町下川字境
ノ町一六番二地先から
同 市泉町下川字萱
手一〇四番地先まで
いわき市添野町大町二
七番地先から
同 市添野町猿田一
一三番一五地先まで
いわき市高倉町堤ノ上
八〇番地先から
同 市高倉町田ノ作
七二番一地先まで
いわき市泉町字滝ノ沢
一一七番二五地先から
同 市泉町字大平三
番三地先まで
いわき市添野町字長沢
五六番二地先から
同 市添野町字大町
一七二番一地先まで
いわき市山田町字長沢
三六番四地先から
同 市山田町字窪根
一一八番二地先まで
いわき市山田町字窪根
一一八番二地先から
同 市山田町字砂方
二六番地先まで
いわき市泉町下川字大
剣三二六番一三地先か
ら
同 市泉町下川字境
ノ町一六番二地先まで

B	一八・二ノ 七九・二	五九九・〇
C	二五・〇ノ 一六〇・〇	六二〇・〇
D	二九・〇ノ 二四〇・〇	八二七・〇
E	二五・〇ノ 一四三・〇	九七一・〇
F	一六・〇ノ 一二四・〇	九〇九・〇
G	一二・七ノ 一〇七・三	二、四九五・〇
H	一二・七ノ 二八五・七	一、〇〇一・〇
I	二〇・三ノ 八四・九	二八五・〇
J	一六・七ノ 二八一・二	七八三・三

(道路計画課)

福島県告示第三百十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道庭坂福島線	福島市野田町五丁目九番六地先か ら 同 市野田町五丁目三番一七地先 まで	平成二十九年四月七日

(道路計画課)

福島県告示第三百十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道石沢萩田線	二本松市戸沢字遠上三番一地先か ら 同 市戸沢字遠上三番一地先ま で	平成二十九年四月七日

(道路計画課)

福島県告示第三百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
建設事務所平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字上窪二七 五番二地先から 同 郡同 町大字赤枝字落合道一 一四三番一地先まで	平成二十九年四月七日

(道路計画課)

公 告

公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
宮床堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成27年災）の工事は、平成二十九年
三月十五日完了したので公告する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
今泉堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成27年災）の工事は、平成二十九年
三月十六日完了したので公告する。
平成二十九年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定に
より、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。
平成二十九年四月七日

一 彫刻の部

福島県教育委員会

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
木造薬師如来坐像	一 躯	螺良岡地 区	会津美里町福重岡字屋敷廻り乙三四一番地二	会津美里町福重岡字屋敷廻り乙三四一番地二

二 古文書の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
守山藩御用留帳	一 四 冊	郡山市	郡山市朝日二丁目二三番七号	郡山市麓山二丁目八番三号 郡山市歴史資料館
	一 冊	香西剛	同 市田村町山中字上野一番地	同 市田村町山中字上野一番地
計 一 冊	計 一 冊			

(文化財課)

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十五条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定天然記念物の同表中欄に掲げる指定範囲を解除し、その内容を下欄のように改める。
平成二十九年四月七日

福島県教育委員会

上 欄	中 欄	下 欄
名称	指定告示	所有者
海老浜のマルバシヤ	昭和三十一年福島県教育委	田中義助 外六〇名
	相馬郡鹿島町南海老字北原二〇一	南相馬市鹿島区南海老字北原一一四番（旧相馬郡鹿島町南海老字北原二〇一番） 六五八平方メートル

福島県公安委員会

(文化財課)

地 イ 自 生	号 第 二 十 八	メ ー ト ル	南 相 馬 市	一 一 〇、三 〇五平方 メー ト ル
海 老 浜 の マ ル バ シ ャ リ ン バ	昭 和 三 十 一 年 福 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 二 十 八 号	南 相 馬 市 鹿 島 区 南 海 老 字 蛭 沼 二 八 番 一 〇、 三 〇五平方 メ ー ト ル	田 中 義 助 外 六 〇名	南 相 馬 市 鹿 島 区 南 海 老 字 北 原 一 一 四 番 六 五 八平方 メ ー ト ル
名 称	指 定 告 示		所 有 者	所 在 の 場 所 及 び 指 定 面 積
上 欄	中 欄	下 欄		

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号
 福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる福島県指定天然記念物に同表中欄に掲げる指定範囲を追加し、その内容を下欄のように改める。
 平成二十九年四月七日

(文化財課)

地 イ 自 生	号 第 二 十 八	二 五 筆	南 海 老 字 北 原 四 四 番 外	
リン バ	員 会 告 示 第 二 十 八 号	番 を 除 く 相 馬 郡 鹿 島 町 南 海 老 字 北 原 四 四 番 外 二 五 筆		

福島県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成29年 4月 7日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
有限会社福島自動車学校	福島市町庭坂字原中2番地の51	石原裕人	福島自動車学校	福島市町庭坂字原中2番地の51
株式会社北部日本自動車学校	伊達市原島95番地	野田拓男	北部日本自動車学校	伊達市原島95番地
石橋建設工業株式会社	本宮市高木字舟場22番地	石橋英雄	本宮自動車学校	安達郡大玉村大山字狐森18番地
有限会社保原自動車学校	伊達市保原町字泉町65番地	金子泰弘	保原自動車学校	伊達市保原町字泉町65番地
有限会社杉妻自動車練習所	福島市清水町字東壇9番地	高橋覚男	杉妻自動車学校	福島市清水町字東壇9番地
株式会社郡山自動車学校	郡山市田村町金屋字マセ口53番地	小川則雄	郡山自動車学校	郡山市田村町金屋字マセ口53番地

株式会社昭和	郡山市芳賀一丁目 3番4号	阿部 議一	昭和ドライバー ズカレッジ	郡山市芳賀一丁目 3番4号
西部自動車株 式会社	郡山市富田町字稲 川原40番地	丹治 洋	西部自動車学 校	郡山市富田町字稲 川原40番地
株式会社中央総 合自動車学校	郡山市大槻町字新 池下1番地	今野正仁	中央総合自動 車学校	郡山市大槻町字新 池下1番地
株式会社富久山 自動車教習所	郡山市富久山町福 原字町裏38番1	鬼生田 顕 英	富久山自動車 教習所	郡山市富久山町福 原字水穴1番地

- 2 特定講習の種別
準中型自動車免許に係る初心運転者講習
- 3 指定年月日
平成29年 3月13日

(運転免許課)

六	下	一 四	「号給」を「当該号給」	「号級」を「当該号級」	○平成二十九年三月三十一日付け号外第二十五号中	ページ	正	誤
下						段		

正 誤